

令和3年の犯罪情勢

長官官房

令和3年の犯罪情勢

1 情勢

【刑法犯認知件数】

我が国の犯罪情勢を測る指標のうち、刑法犯認知件数の総数については、平成15年以降一貫して減少しており、令和3年は568,148件と前年に引き続き戦後最少を更新した。前年比では7.5%減少しているが、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年と比べると、減少幅は小さくなっている(令和2年は、前年比で17.9%の減少であった。)

認知件数減少の内訳を見ると、官民一体となった総合的な犯罪対策の推進や防犯機器の普及その他の様々な社会情勢の変化を背景に、平成15年以降、総数に占める割合の大きい街頭犯罪及び侵入犯罪が一貫して減少してきている(刑法犯認知件数が戦後最多となった平成14年からの減少率は88.8%となっており、認知件数減少に対する寄与率(注1)は77.9%であった。)。また、罪種で見ると、総数に占める割合の大きい窃盗犯及び器物損壊等については、平成15年以降一貫して減少している(平成14年からの減少率は83.0%となっており、認知件数減少に対する寄与率は93.4%であった。)

他方で、重要犯罪の認知件数について見ると、令和3年は8,823件と前年比でほぼ横ばいで推移している。平成29年と比較すると19.0%減少しているが、このうち略取誘拐については、令和3年の認知件数は389件で前年比で15.4%増加しているところである。

注1 データ全体の変化を100とした場合に、構成要素となるデータの変化の割合を示す指標

参考1 令和3年1月8日から3月21日までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置が実施されたところ、令和3年1月から3月の街頭犯罪の認知件数は、緊急事態措置が実施されていなかった前年同期と比べて28.6%減少した(令和2年1月から3月は前年同期比で8.1%の減少であった。)。犯罪発生件数の増減には、様々な要因が考えられるものの、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う感染防止のための外出自粛も、この間の街頭犯罪の減少の一因となっているものと考えられる。

【特殊詐欺】

特殊詐欺については、令和元年6月の犯罪対策閣僚会議において決定された「オレオレ詐欺等対策プラン」に基づき各種対策を推進しているところであり、平成30年以降、認知件数・被害総額ともに減少してきたところ、令和3年中の被害額は前年比で2.5%減少したものの、認知件数は14,461件と、4年ぶりに増加に転じ、深刻な情勢が続いている。手口別の内訳では、還付金詐欺の認知件数は、前年比で121.8%増加し、オレオレ詐欺は、前年比で35.4%増加している一方、預貯金詐欺(注2)は前年比で41.3%減少しているなど、犯行手口の傾向が変化しているところである。

注2 預貯金詐欺とは、親族、警察官、銀行協会職員等を装い、「あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続が必要である」などの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る(脅し取る)ものをいう。

参考2 令和3年11月に警察庁が実施したアンケート調査(全国の15歳以上の男女5000人を対象に、年代別・性別・都道府県別の回答者数の割合が平成27年国勢調査の結果に準じたものとなるようインターネットを通じて実施したもの。)によれば、過去1年間に特殊詐欺の被害に遭うおそれのある経験をしたと回答した人の割合は16.7%(833人)であり、このうち過去1年間に特殊詐欺の被害に遭ったと回答した人の割合は18.5%(154人)であった。

【サイバー空間における脅威】

刑法犯認知件数以外の指標について見ると、サイバー犯罪の検挙件数が増加を続けており、高い水準で推移している。また、警察庁が検知したサイバー空間における探索行為等とみられるアクセスの件数は7335.0件/日・IPアドレスと増加傾向にあり、IoT機器の普及により攻撃対象が増加していること、新たな不正プログラムが出現し続けていることなどが背景にあるものとみられる。

令和元年に大きく増加したインターネットバンキングに係る不正送金事犯については、犯行手口を分析し、金融機関等に対して、認証手続きやモニタリングの強化等を要請するとともに、金融機関等と連携し、利用者に対する注意喚起を実施したところ、発生件数及び被害額については、2年連続で減少した。

このほか、SNSに起因する事犯の被害児童数は、令和3年も高い水準で推移するなど、サイバー空間を通じて他人と知り合うことなどを契機として犯罪被害に遭う事例もみられる。

これらの指標をもって事案の発生状況を正確に把握することは難しいものの、近年、サイバー空間が重要な社会経済活動を営む重要かつ公共性の高い場へと変貌を遂げつつある中、国内外で様々なサイバー犯罪、サイバー攻撃が発生していることも踏まえると、サイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢が続いている。

参考3 上記アンケート調査において、過去1年間にサイバー犯罪の被害に遭うおそれのある経験をしたと回答した人の割合は26.4%（1,318人）であり、過去1年間にサイバー犯罪の被害に遭ったと回答した人の割合は9.5%（476人）であった。また、SNS等のインターネットを経由して知り合った面識のない人と直接会うことは安全だと思うかとの質問に対して、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合は11.3%（564人）であった。さらに、過去1年間に、SNS等のインターネットを経由して知り合った面識のない人と直接会ったことがあると回答した人の割合は13.0%（650人）であるところ、このうち過去1年間に直接会った人との間で犯罪の被害に遭いそうになった又は実際に犯罪の被害に遭ったと回答した人の割合は17.1%（111人）であった（また、過去1年間に、実際に犯罪の被害にあったと回答した人の割合は14.5%（94人）であった。）。

【ストーカー、DV、児童虐待】

ストーカーについては、相談等件数が前年比で減少したものの、検挙件数は増加し、また、DVについては、検挙件数が前年比で減少したものの、相談等件数は増加しており、いずれの指標も引き続き高い水準で推移している。また、児童虐待については、通告児童数、検挙件数共に増加傾向にある。

これらの指標をもって事案の発生状況を正確に把握することは難しいものの、ストーカー、DV及び児童虐待の情勢について引き続き注視すべきものといえる。

参考4 上記アンケート調査において、過去1年間につきまといやストーカーの被害に遭ったと回答した人の割合は4.1%（205人）、DVの被害に遭ったと回答した人の割合は1.7%（83人）であった。

【総括】

以上のとおり、近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も含め、その時々における様々な社会情勢を背景として、総数に占める割合の大きい罪種・手口を中心に刑法犯認知件数の総数が継続的に減少しているところであるが、一部罪種については増加傾向にあるほか、認知件数の推移からは必ずしも捉えられない情勢があることや新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会の態様の変化の影響等も踏まえると、犯罪情勢は、依然として厳しい状況にある。

参考5 上記アンケート調査において、サイバー犯罪による被害をはじめとして犯罪被害に遭う不安感を抱いている人の割合は依然として大きく、例えば、サイバー犯罪の被害に遭う危険性について「不安を感じる」又は「ある程度不安を感じる」と回答した人の割合は79.4% (3,970人) に上っている。また、最近の治安の状況について、「よくなっていると思う」又は「どちらかといえばよくなったと思う」と回答した人の割合は20.8% (1,041人) にとどまるのに対し、「悪くなったと思う」又は「どちらかといえば悪くなったと思う」と回答した人の割合は64.1% (3,205人) に上っている（「悪くなったと思う」又は「どちらかといえば悪くなったと思う」と回答した人が「思い浮かべていた」犯罪の上位4項目は、「無差別殺傷事件」(79.1%・2,536人)、「オレオレ詐欺などの詐欺」(69.0%・2,211人)、「児童虐待」(61.1%・1,959人)、「サイバー犯罪」(57.1%・1,831人)であった。)

2 今後の取組

近年被害が高水準で推移している特殊詐欺やサイバー犯罪のように、被害者と対面することなく犯行に及ぶ匿名性の高い非対面型犯罪については、対策に応じて絶えず犯行手口が変化するものも多く、また、痕跡が残りにくい形での犯行を容易に反復することが可能となっていることから、被害が拡大する危険性も高くなっている。

加えて、情報通信技術の進展やインフラの整備が生活の利便性を向上させるなどの恩恵を与える一方、時として犯罪者に悪用され、犯罪インフラとして機能している状況も見受けられる。今後実空間とサイバー空間の融合がさらに進む中、サイバー犯罪が発生したときの被害や影響等が拡大する可能性がある。

また、ストーカーやDV、児童虐待のように家族等私的な関係の中で発生することが多い犯罪に対しては、その性質上犯行が潜在化しやすい傾向にあることを踏まえて対策に当たる必要がある。

このほか、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための「新しい生活様式」の定着等の社会情勢の変化は、今後も引き続き犯罪情勢に何らかの影響を及ぼすものと考えられる。

警察としては、このような犯罪傾向や社会情勢も踏まえ、発生した事案に対して的確な捜査を推進することはもとより、被害の発生や犯行手口等に関する情報を関係機関、事業者等と共有し、緊密な連携を図るとともに、犯罪ツール対策等に取り組んでいくほか、被害が潜在している可能性があることも念頭に置きつつ、国民に対する迅速な注意喚起をはじめとする効果的な広報啓発、早期の相談対応等によって、被害に至る前段階での防止を図るなど、きめ細かな対策を進めていく必要がある。

また、絶えず変化する現代社会において今後とも効果的かつ効率的な犯罪対策を講ずるために、組織の在り方について見直しを行うほか、様々な指標を用いた社会情勢の変化の的確な把握や犯罪情勢の分析の高度化に引き続き取り組むとともに、そうした分析に基づき、対象者を意識した実効性のある対策の立案・推進を図っていくことが求められている。

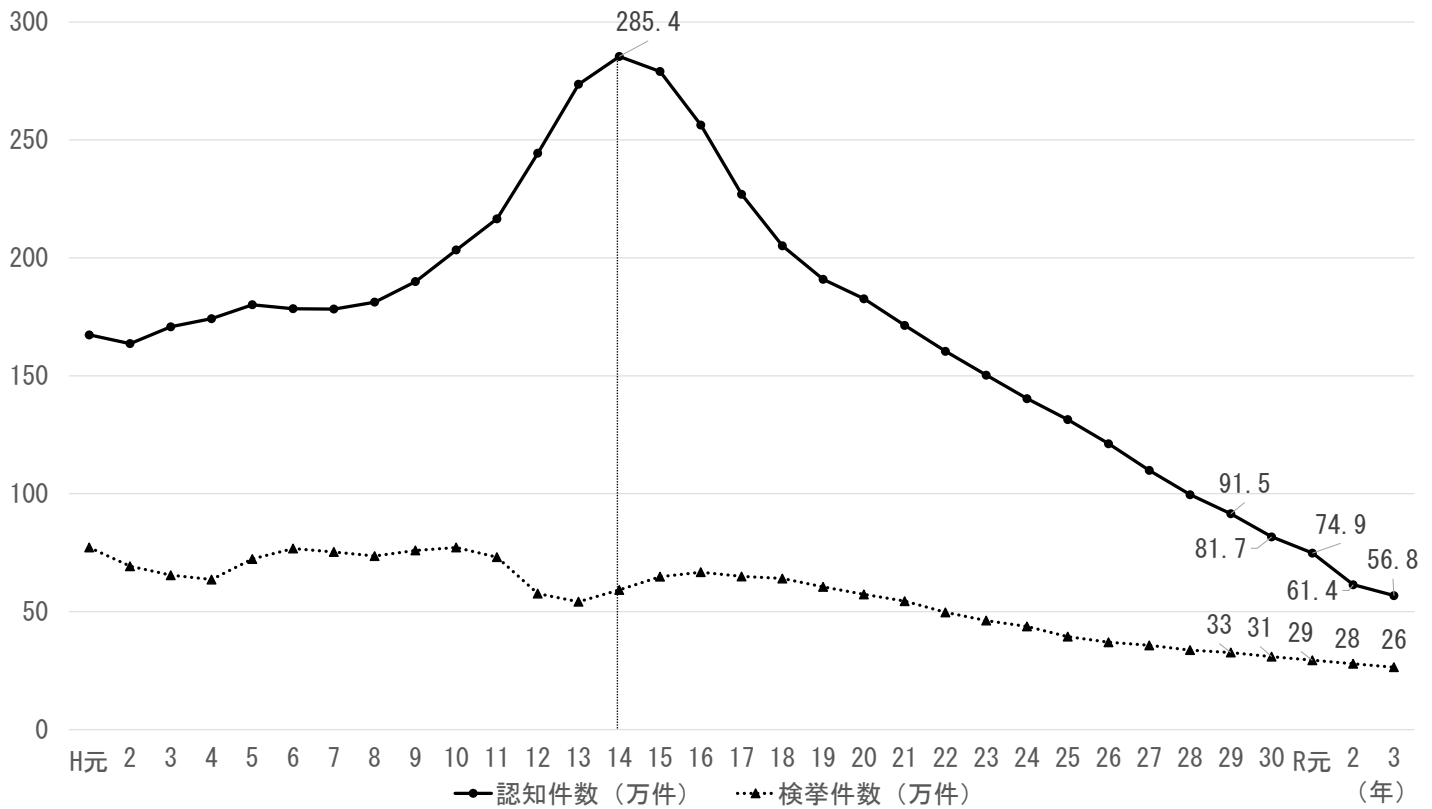
参考6 例えば、上記アンケート調査では、過去1か月におけるインターネットなどを通じて行うテレワークや学校のオンライン授業の実施状況を聞いたところ、月に1回くらい以上実施した者が23.8%（1,189人）となっている。

暫定値

グラフ1 刑法犯認知件数・検挙件数

(万件)

※ 令和3年の数値は暫定値。以下同じ。



令和3年における刑法犯の認知件数は56万8,148件で、戦後最少であった令和2年を更に下回った。また、刑法犯の検挙件数は26万4,537件となり、令和2年を下回った。

1

暫定値

グラフ2 検挙率

重要犯罪の検挙率

	検挙率(%)
殺人	100.9
強盗	99.3
放火	88.7
強制性交等	95.8
強制わいせつ	90.3
略取誘拐	93.8
重要犯罪 計	93.4

窃盗・器物損壊等の検挙率

	検挙率(%)
窃盗犯	42.2
うち)重要窃盗犯	73.0
うち)自転車盗	8.0
器物損壊等	14.9

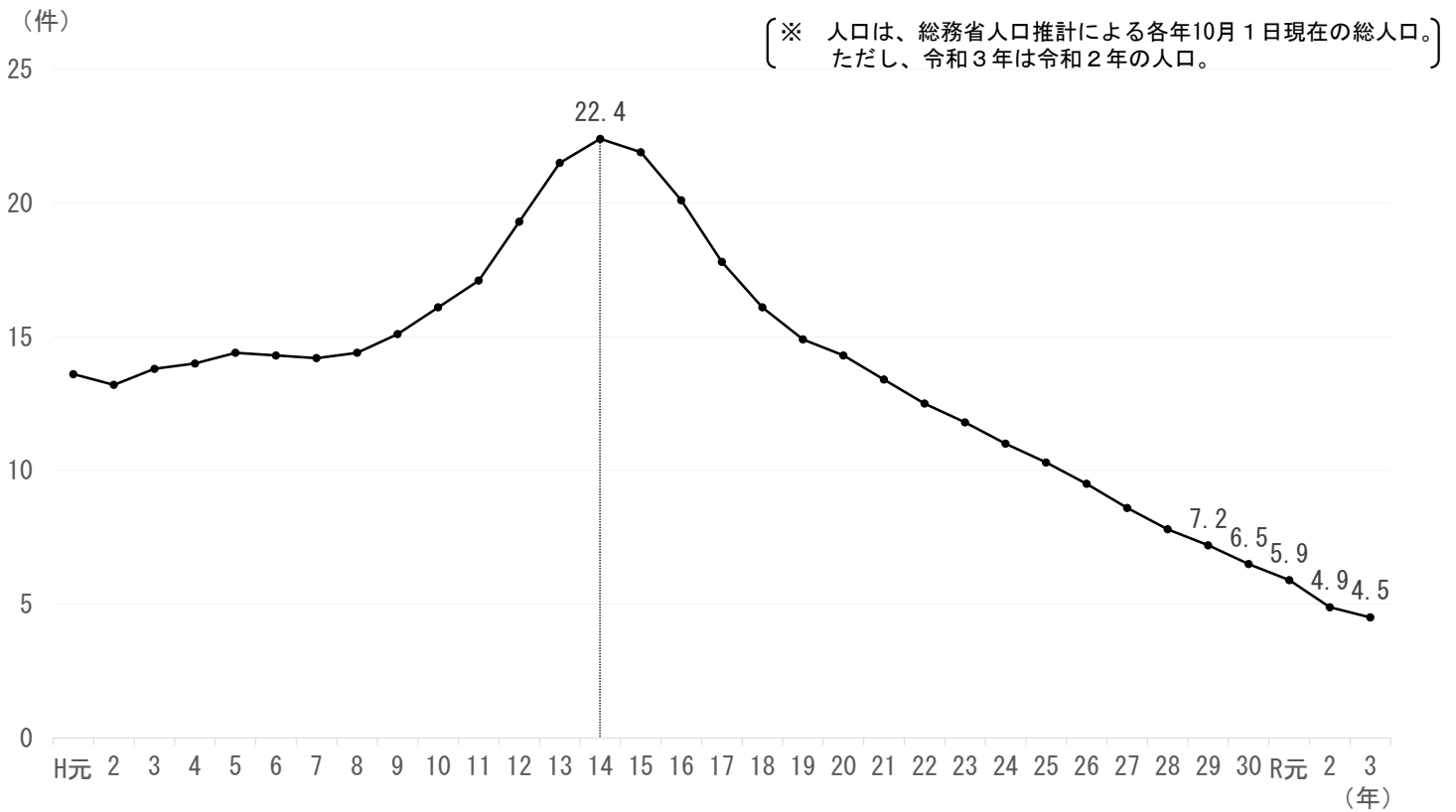
刑法犯総数の検挙率

	検挙率(%)
刑法犯総数	46.6

刑法犯検挙率は46.6%と令和2年から1.1ポイント上昇した。罪種別検挙率で見たとき、重要犯罪の検挙率は93.4%であり、また窃盗のうち重要窃盗犯については73.0%となっている。

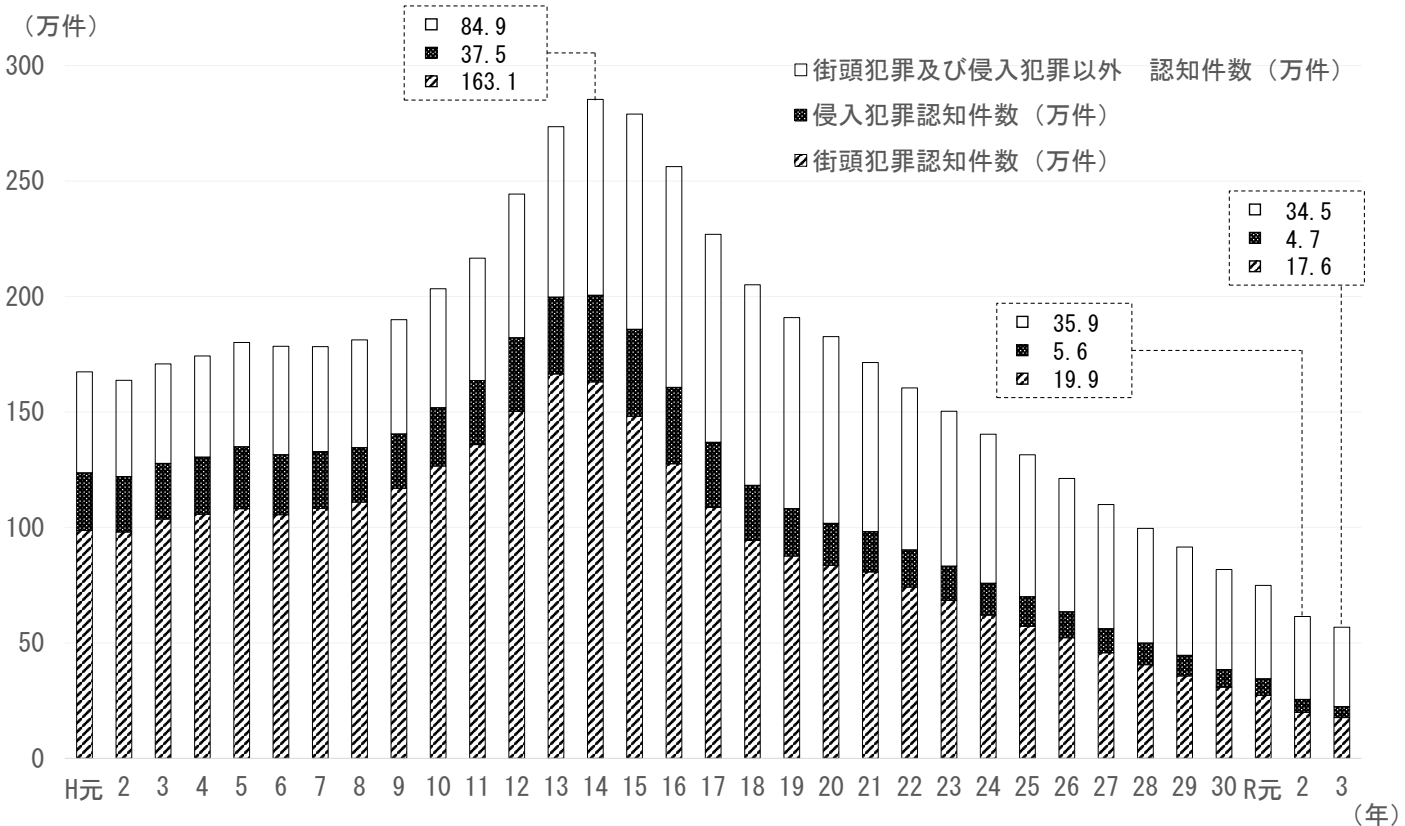
2

グラフ3 人口千人当たりの刑法犯認知件数

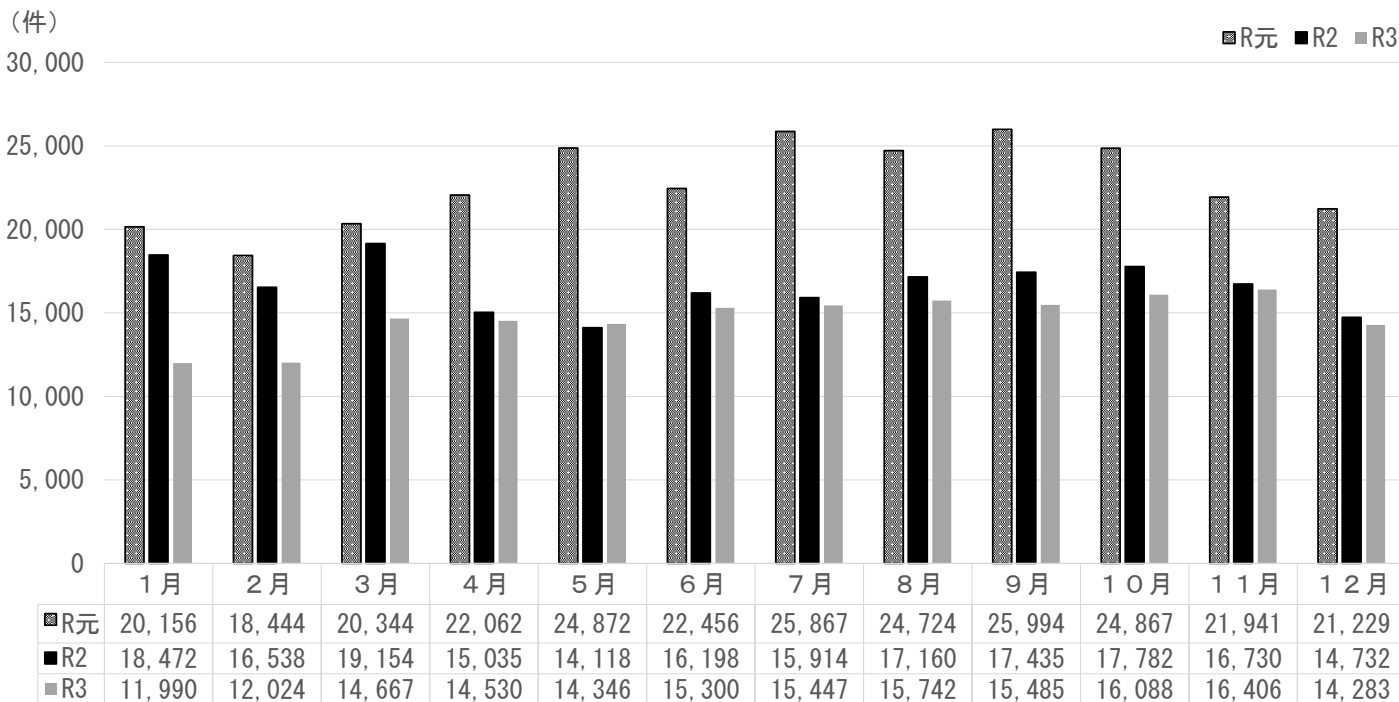


令和3年における人口千人当たりの刑法犯の認知件数は4.5件で、戦後最少であった令和2年(4.9件)を更に下回った。

グラフ4 街頭犯罪・侵入犯罪 認知件数

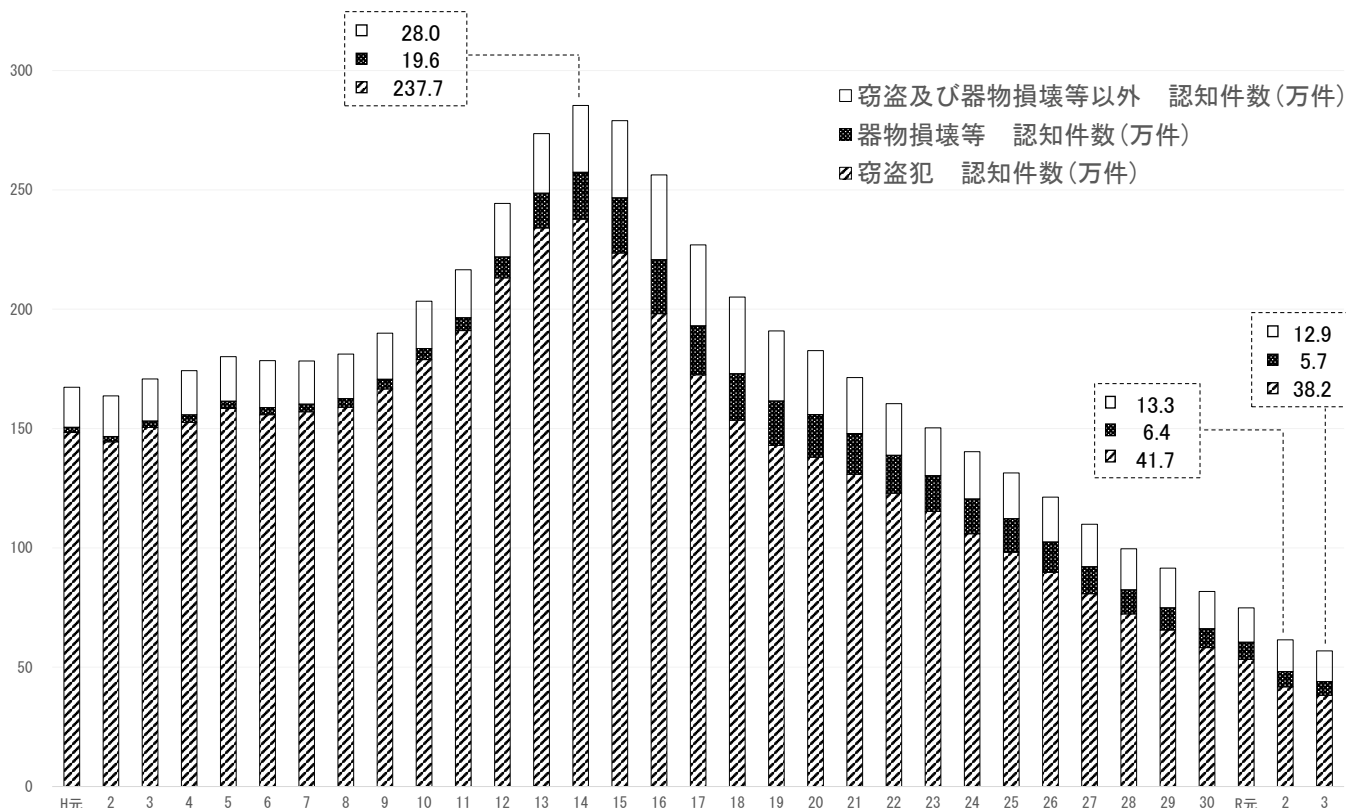


街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数については、刑法犯認知件数が戦後最多となった平成14年からの減少率が88.8%となっている(それ以外の認知件数の平成14年からの減少率は59.4%となっている)。令和3年の街頭犯罪の認知件数は17万6,308件で、令和2年(19万9,268件)から11.5%減少した。また、侵入犯罪の認知件数は4万7,325件で、令和2年(5万5,515件)から14.8%減少した。

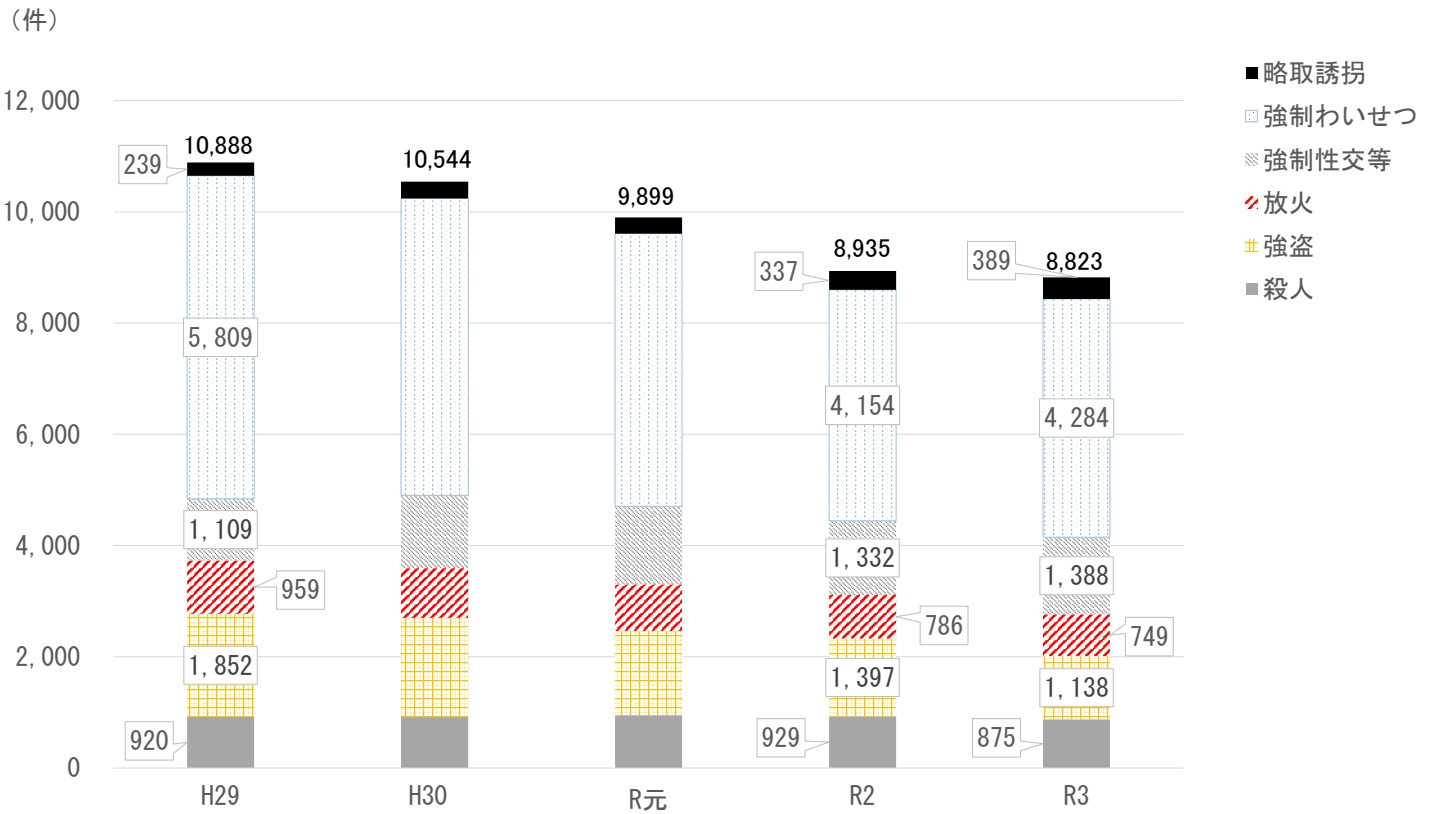


対前年同期比	R元	-9.5%	-6.9%	-13.8%	-14.1%	-12.5%	-14.2%	-11.4%	-16.1%	0.2%	-17.1%	-14.4%	-4.3%
	R2	-8.4%	-10.3%	-5.8%	-31.9%	-43.2%	-27.9%	-38.5%	-30.6%	-32.9%	-28.5%	-23.8%	-30.6%
	R3	-35.1%	-27.3%	-23.4%	-3.4%	1.6%	-5.5%	-2.9%	-8.3%	-11.2%	-9.5%	-1.9%	-3.0%

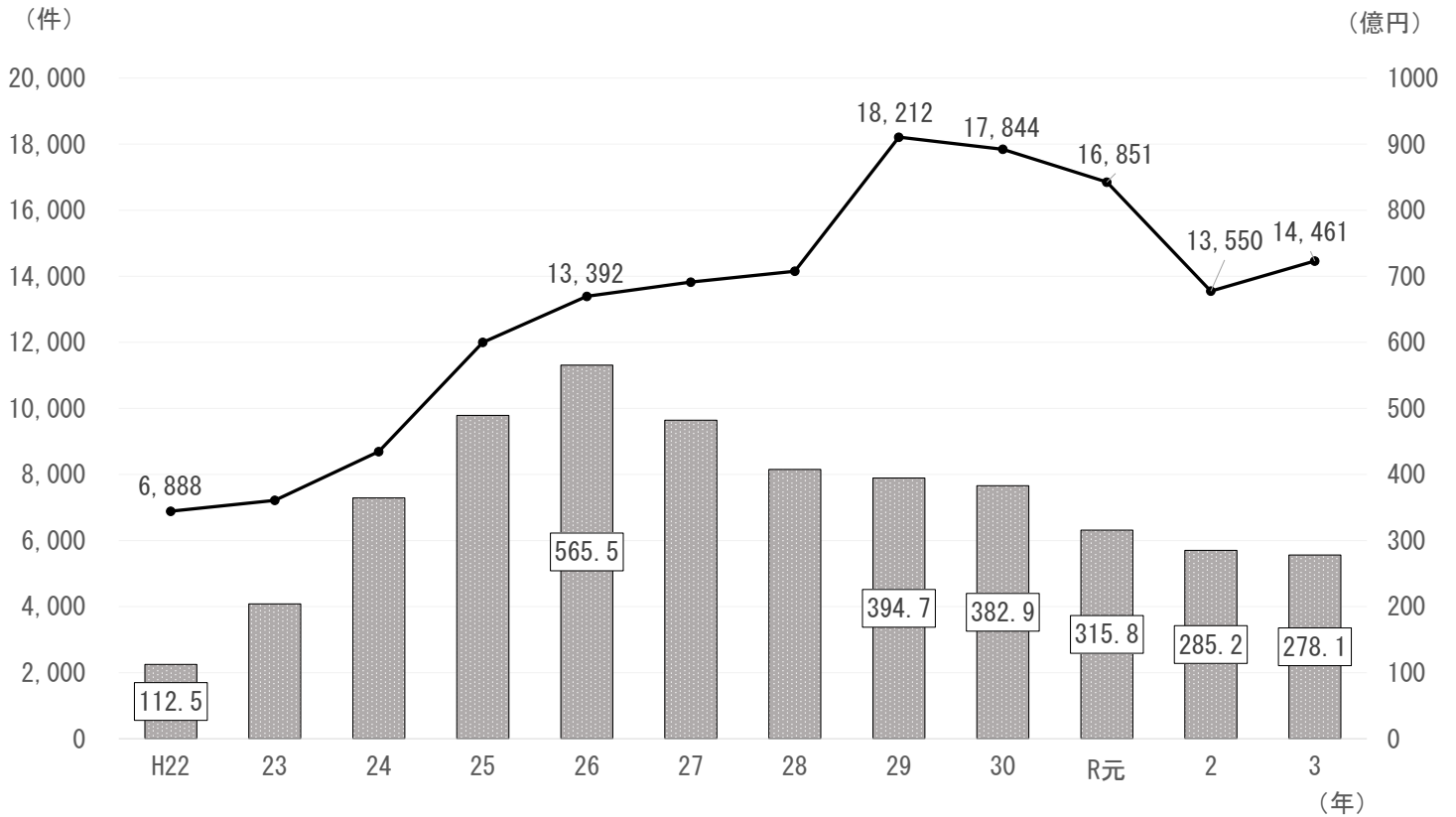
令和3年における月別の街頭犯罪の認知件数を見ると、1月から3月で特に、前年同期比の減少幅が大きくなっている。



窃盗及び器物損壊等の認知件数については、刑法犯認知件数が戦後最多となった平成14年からの減少率が83.0%となっている。(それら以外の認知件数の平成14年からの減少率は53.8%となっている。)令和3年における窃盗犯認知件数は38万1,785件で、令和2年(41万7,291件)から8.5%減少した。また、器物損壊等の認知件数は5万6,929件で、令和2年(6万4,089件)から11.2%減少した。

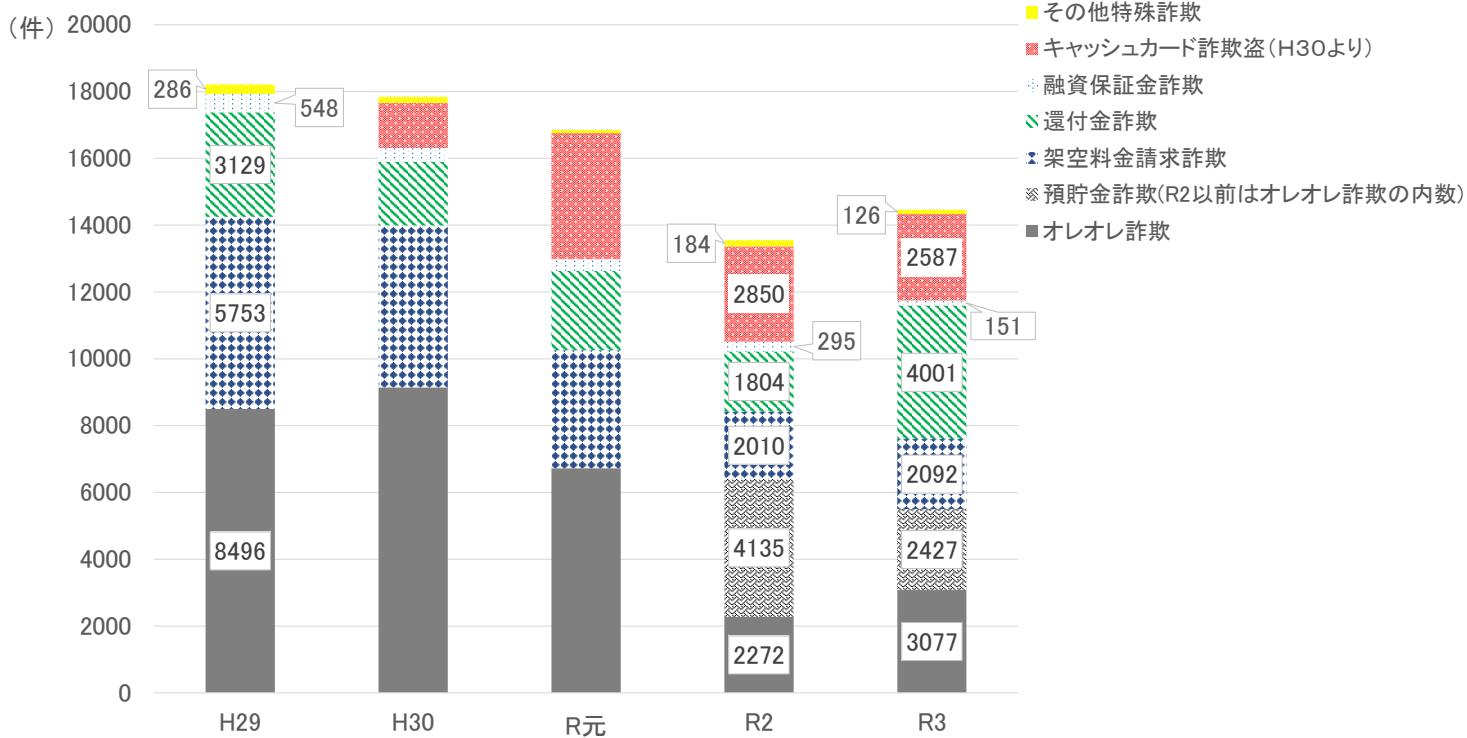


重要犯罪については令和3年は8,823件と前年比でほぼ横ばいであり、平成29年と比較すると19.0%減少している。



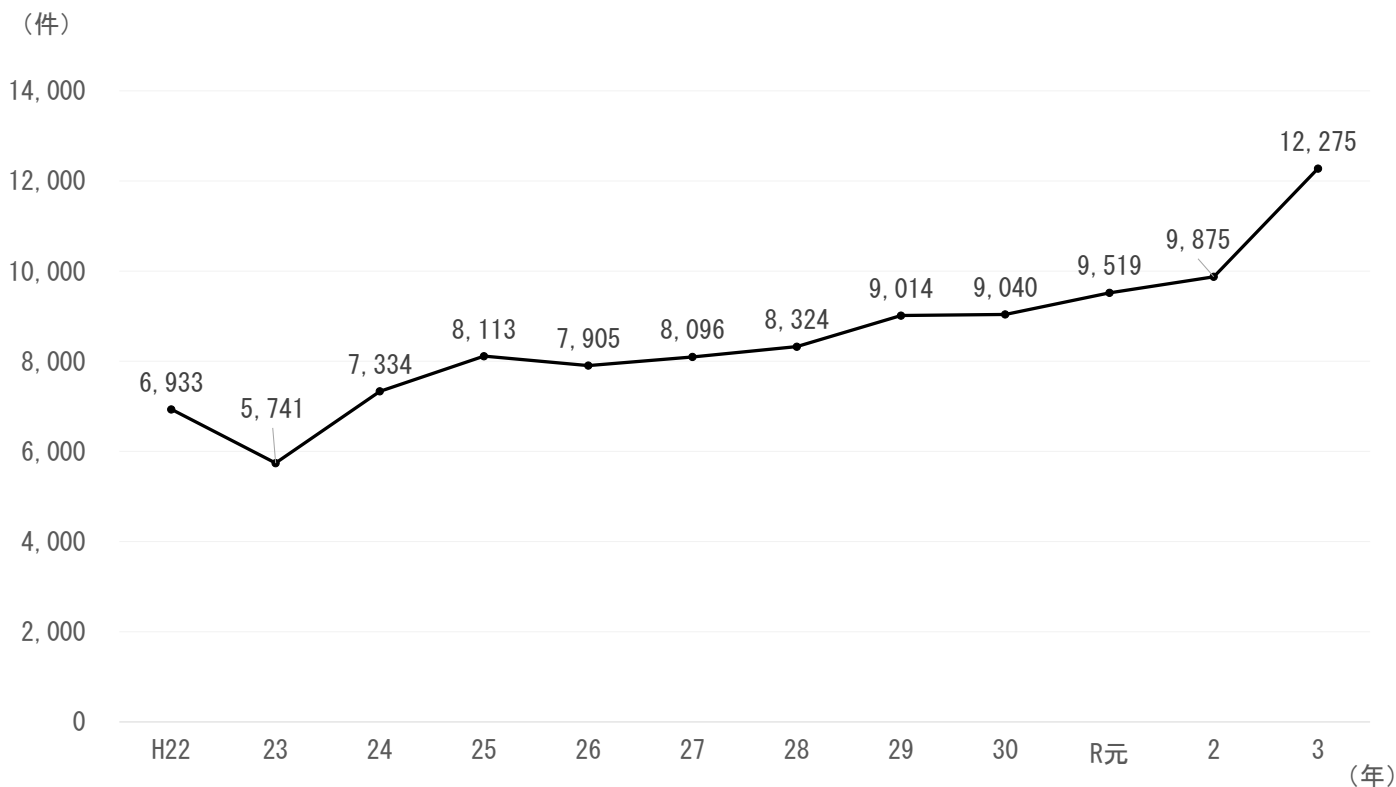
令和3年における特殊詐欺の認知件数は14,461件であり、4年ぶりに前年比増加に転じた(前年比6.7%増)。

グラフ9 特殊詐欺 手口別認知件数



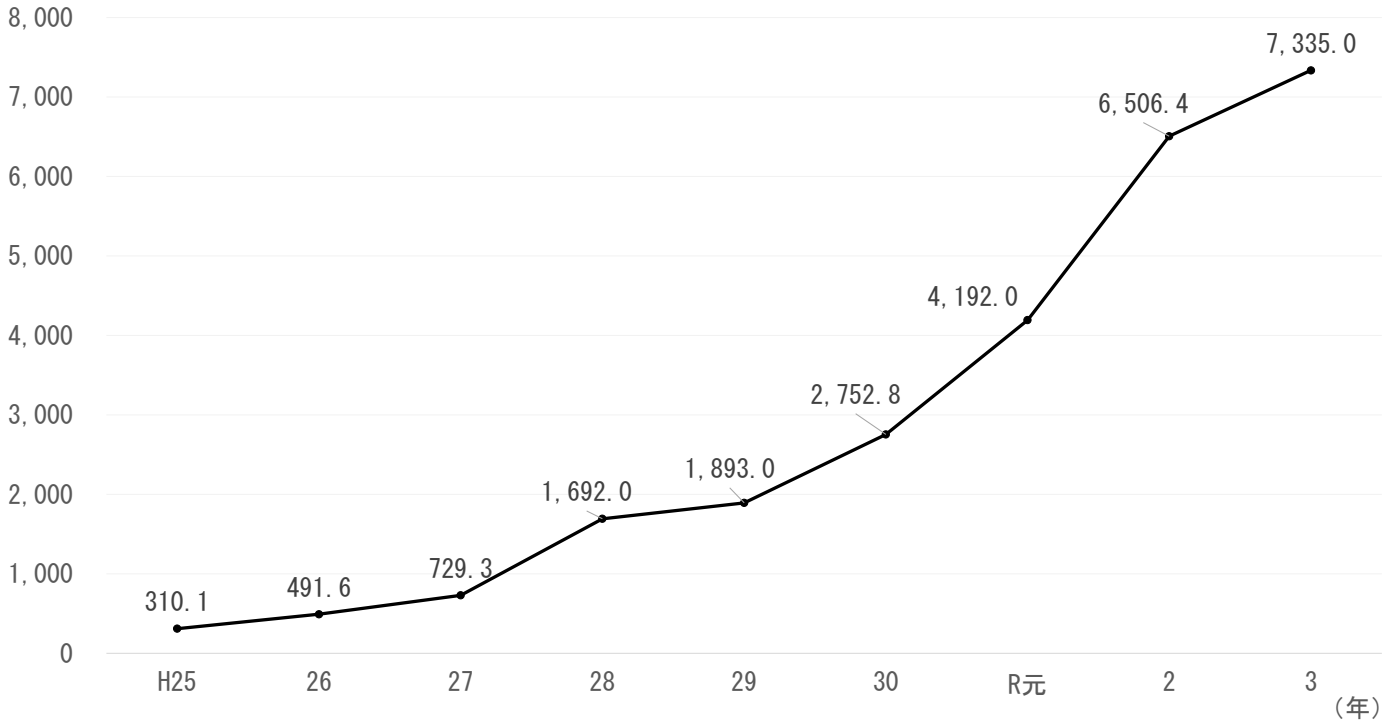
還付金詐欺の認知件数は、前年比で121.8%増加し、オレオレ詐欺は前年比で35.4%増加している一方、預貯金詐欺は、前年比で41.3%減少しているなど、犯行手口の傾向が変化しているところである。

グラフ10 サイバー犯罪 検挙件数



サイバー犯罪の検挙件数は、平成24年から増加傾向にあり、令和3年は12,275件と、前年比で24.3%、平成29年からの過去5年で36.2%増加している。

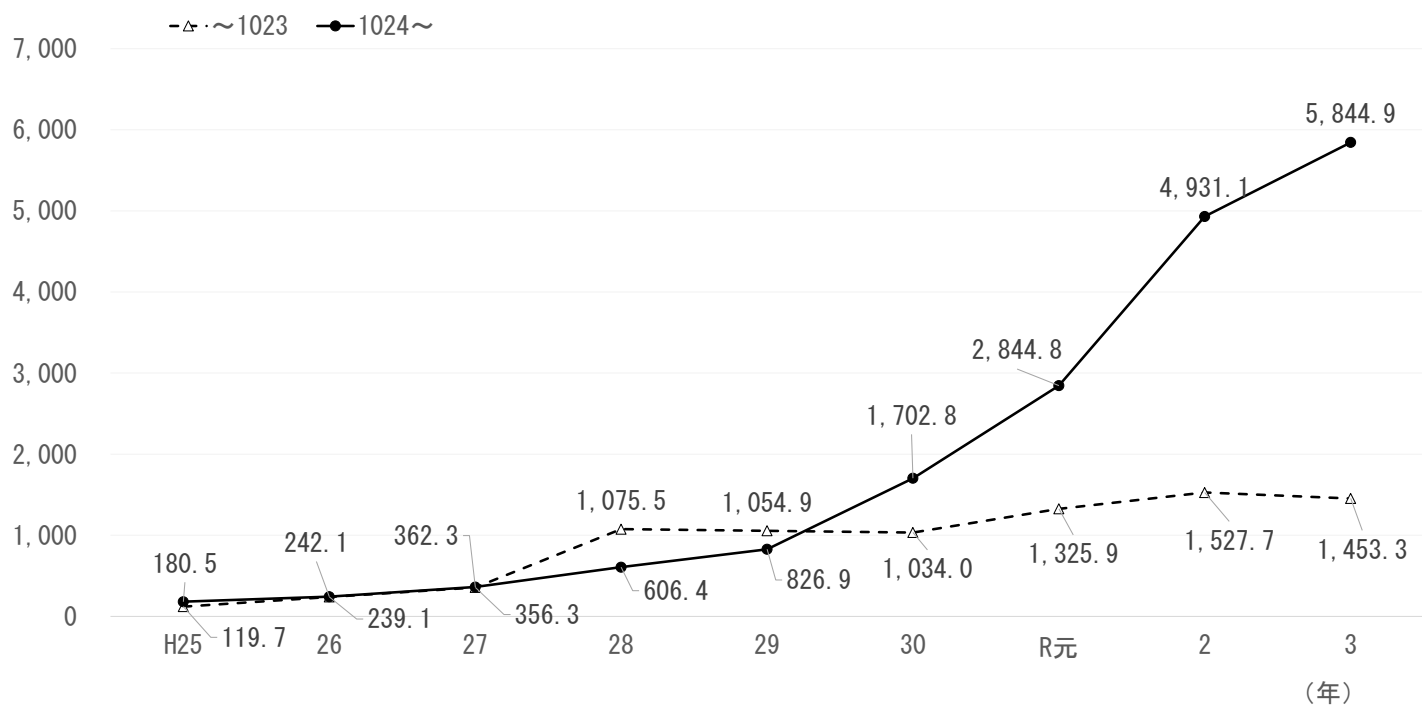
(件/日・IPアドレス)



サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数は、平成25年以降増加傾向にあり、令和3年は、一つのセンサーに対する一日当たりの不審なアクセスの件数が7,335.0件となり、前年比で12.7%増加している。

11

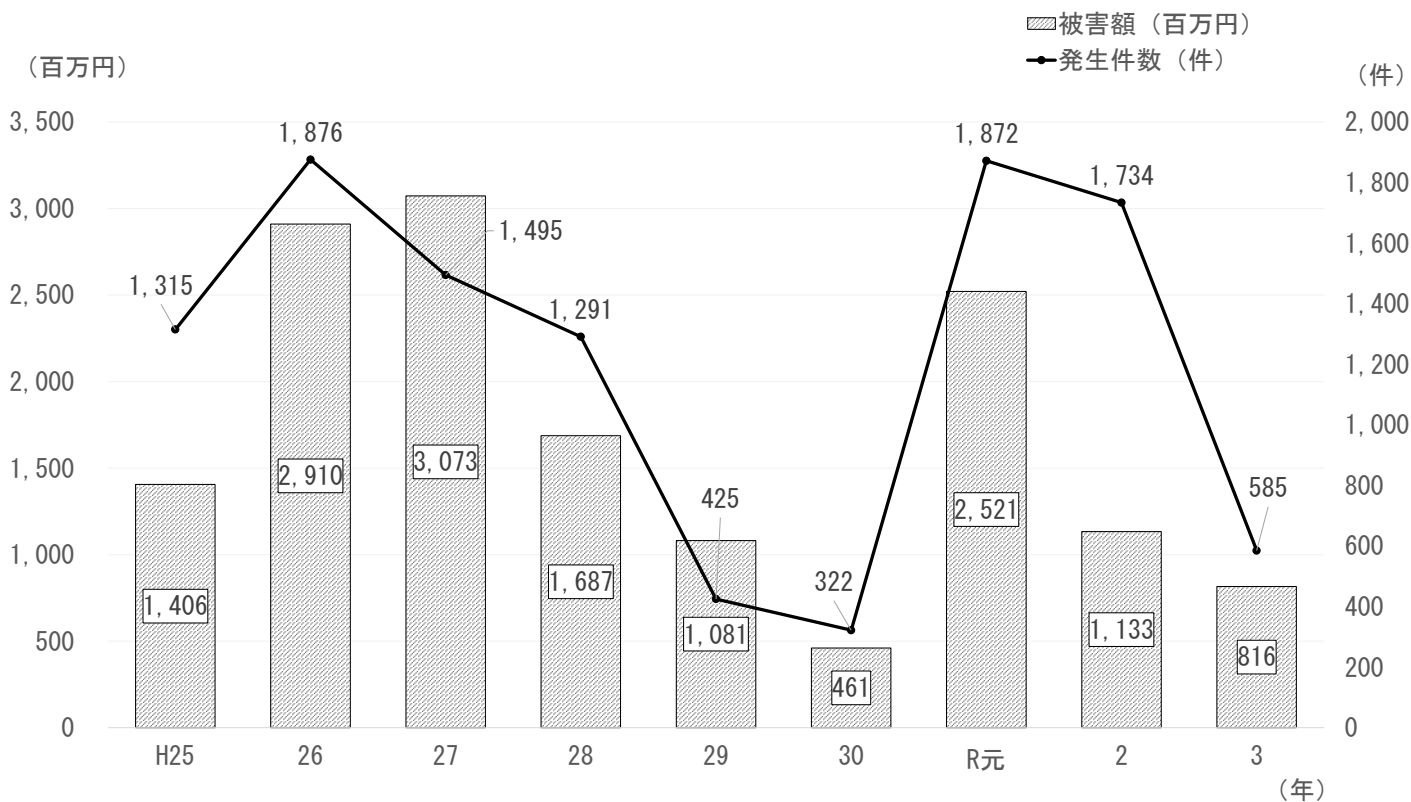
(件/日・IPアドレス)



サイバー空間における探索行為等とみられるアクセスについては、メールの送受信やウェブサイト閲覧等一般に広く利用されているポート(1023以下のポート)に対するものに比べ、IoT機器等に利用されているポート(1024以上のポート)に対するものの増加が顕著であり、令和3年における1つのセンサーに対する1日当たりの不審なアクセスの件数は、平成29年比で7.1倍の5844.9(件/日・IPアドレス)となっている。

12

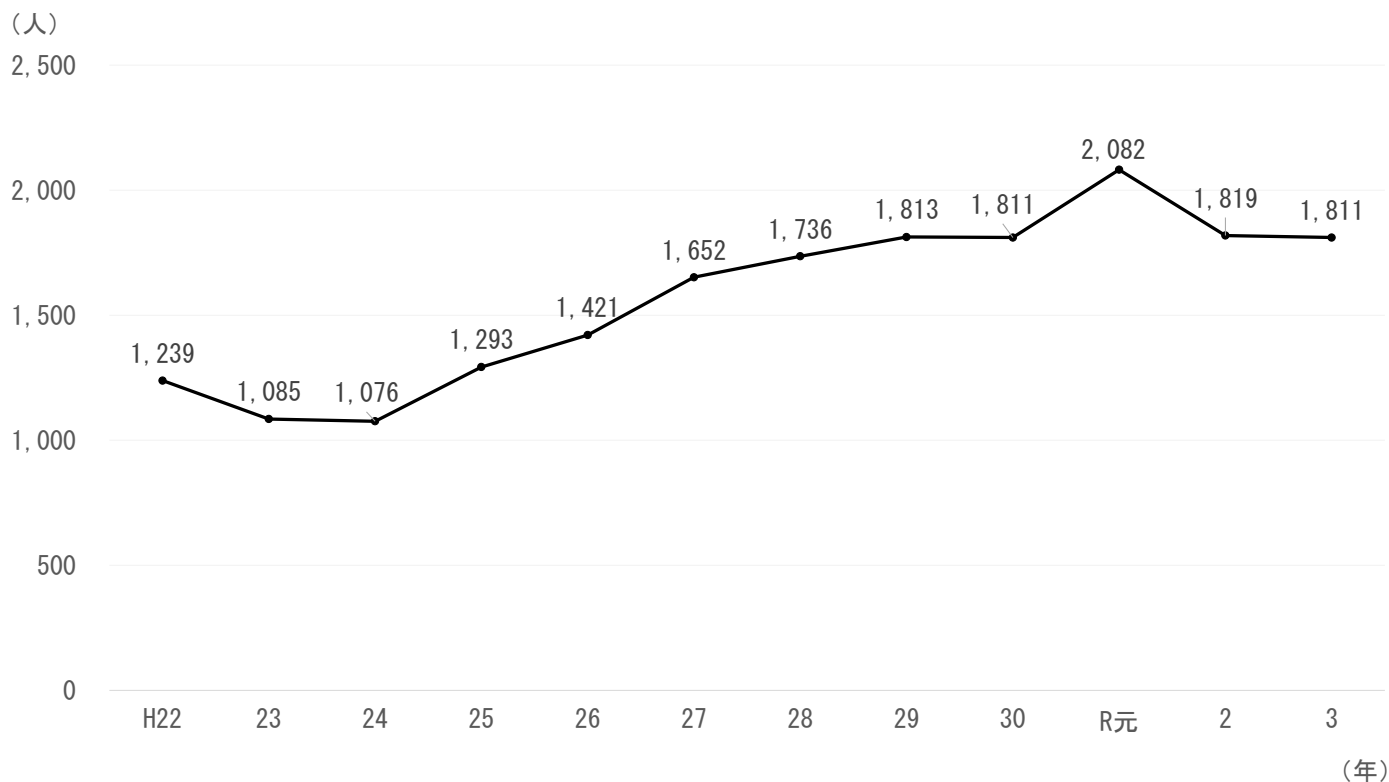
グラフ13 インターネットバンキングに係る不正送金事犯



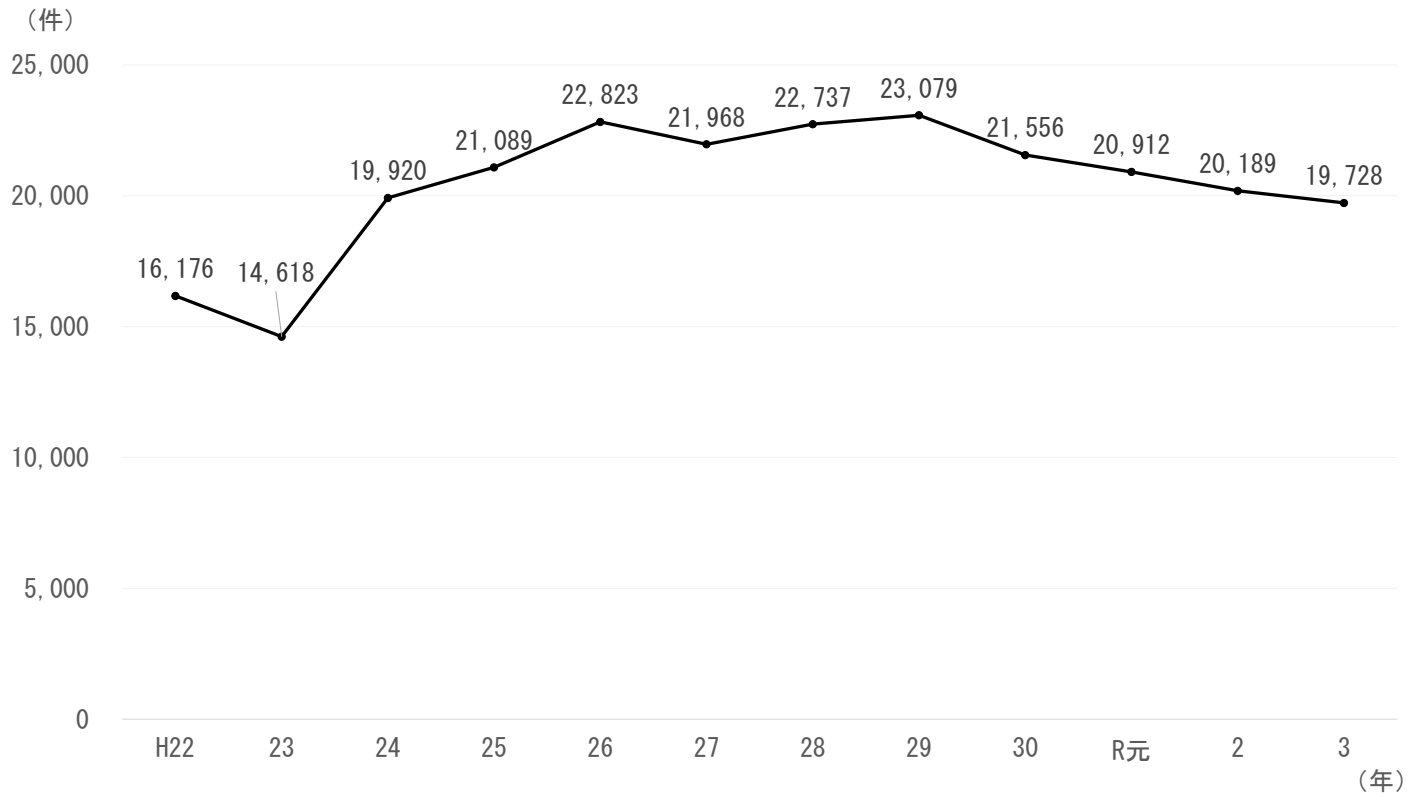
令和元年に大きく増加したインターネットバンキングに係る不正送金事犯については、2年連続で減少した。

グラフ14 SNSに起因する事犯の被害児童数

※ 「児童」とは、18歳に満たない者をいう。以下同じ。

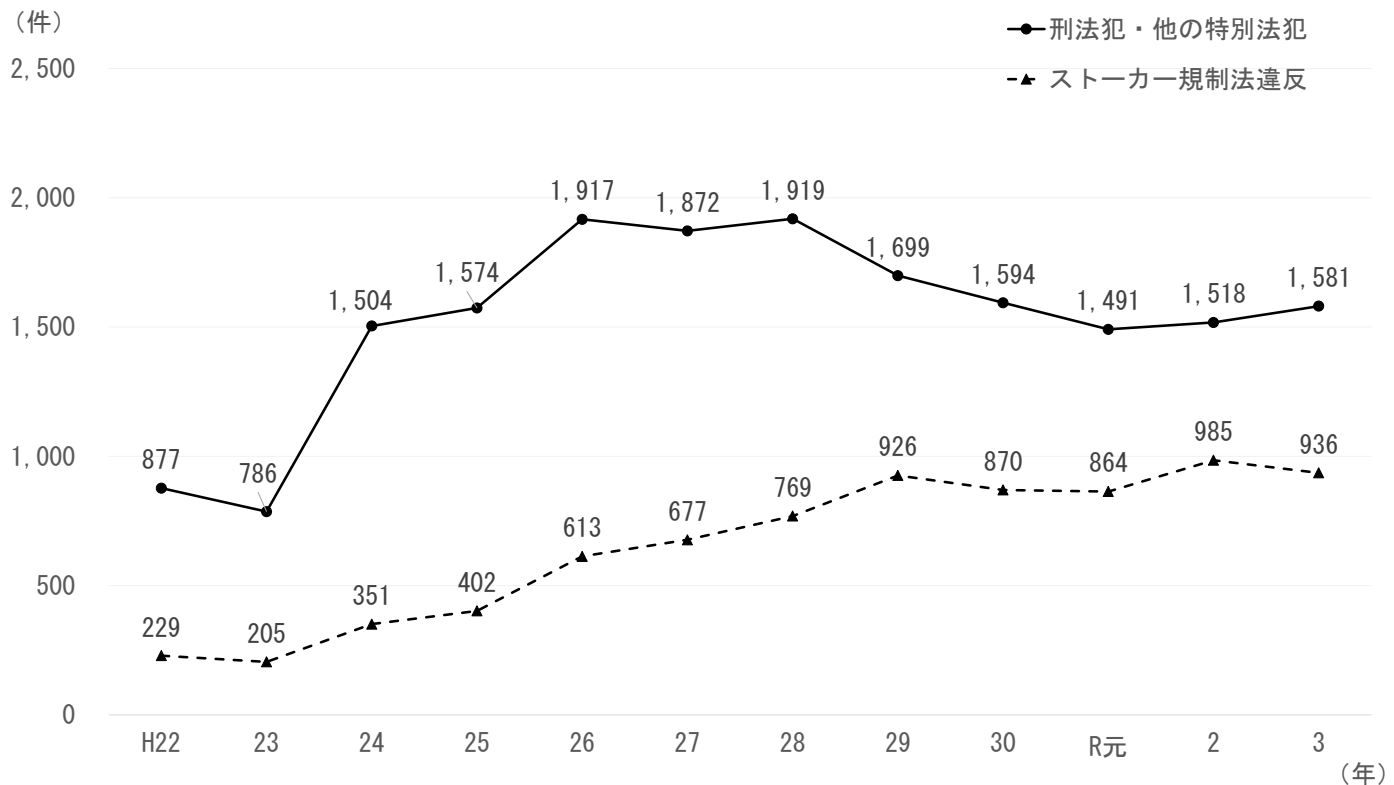


SNSに起因する事犯の被害児童数は、令和3年は1,811人と、依然として高い水準にある。



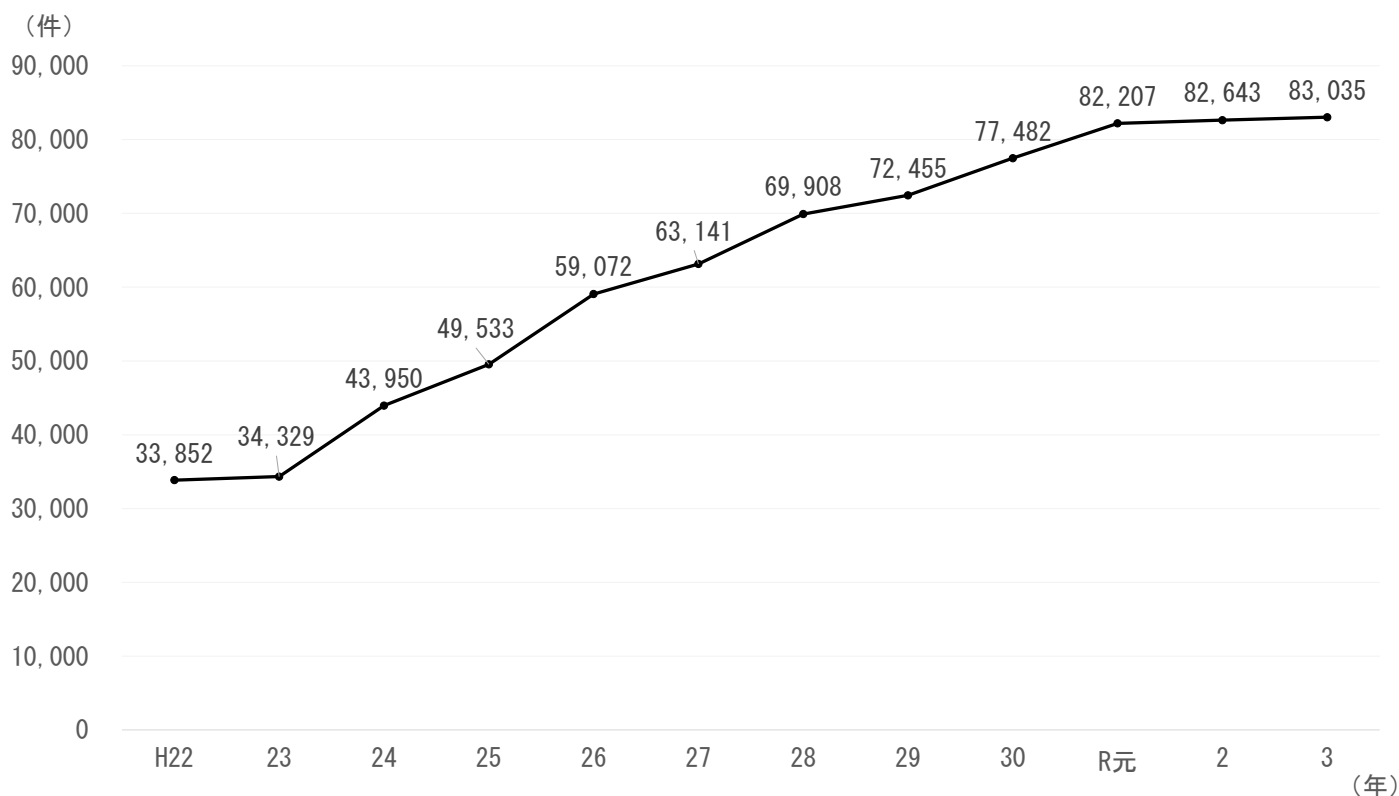
ストーカー事案の相談等件数は、前年比で2.3%減少したものの、引き続き高い水準にある。

15



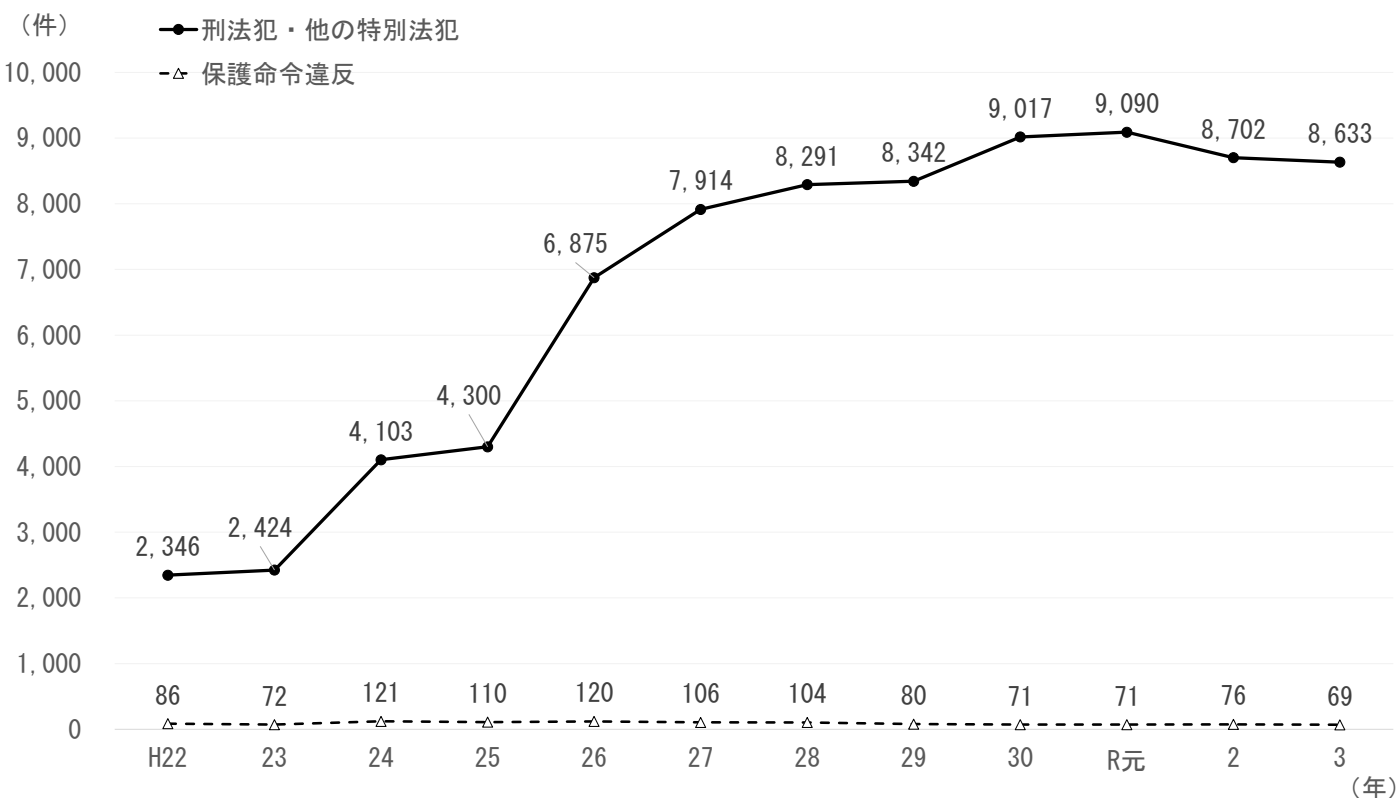
ストーカー規制法違反の検挙件数は、令和3年は936件と、前年比で5.0%減少したが、刑法犯・他の特別法犯については、令和3年は1,581件となり、前年比で4.2%増加しており、引き続き高い水準にある。

16



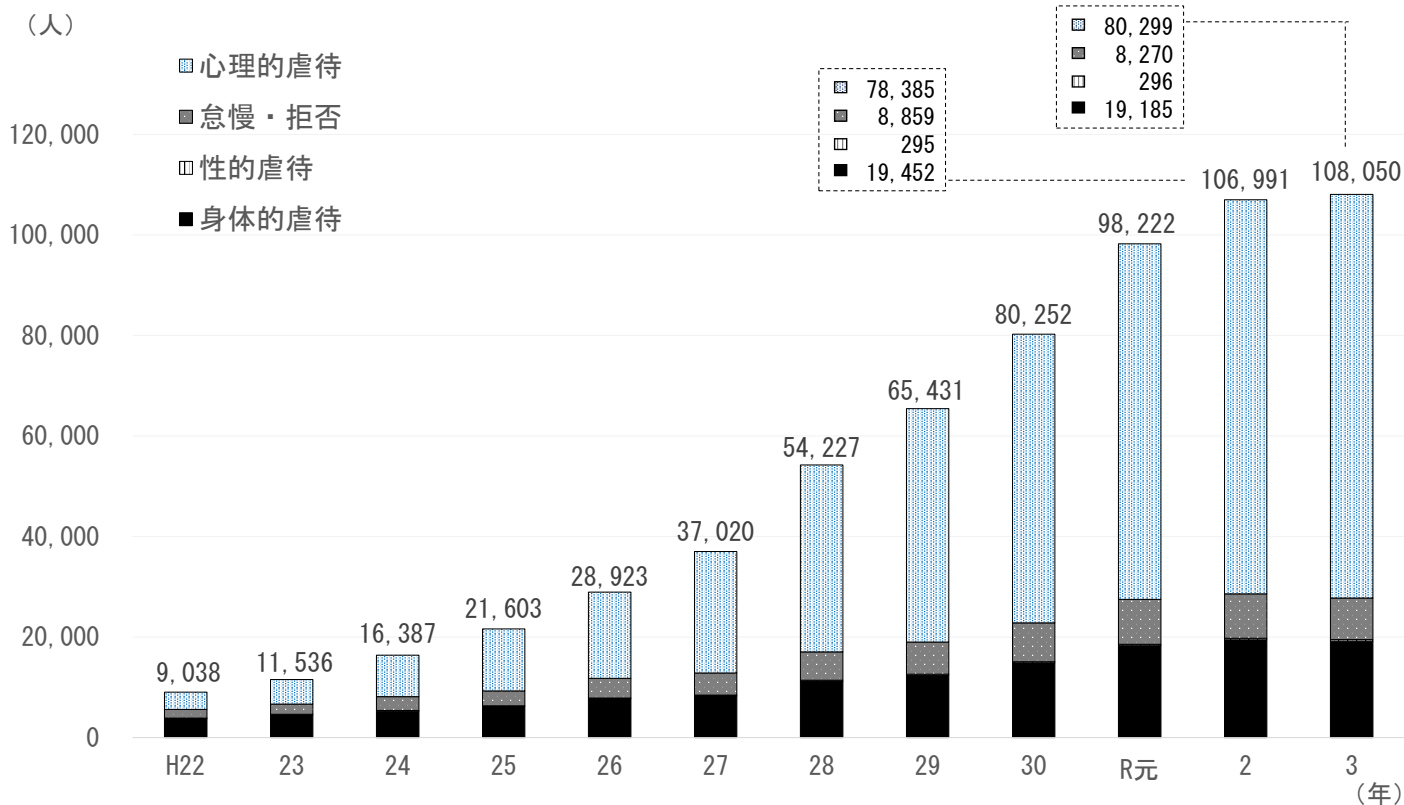
配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、平成22年以降一貫して増加し、令和3年は83,035件となり、前年比で0.5%、平成29年と比較して14.6%増加している。

17

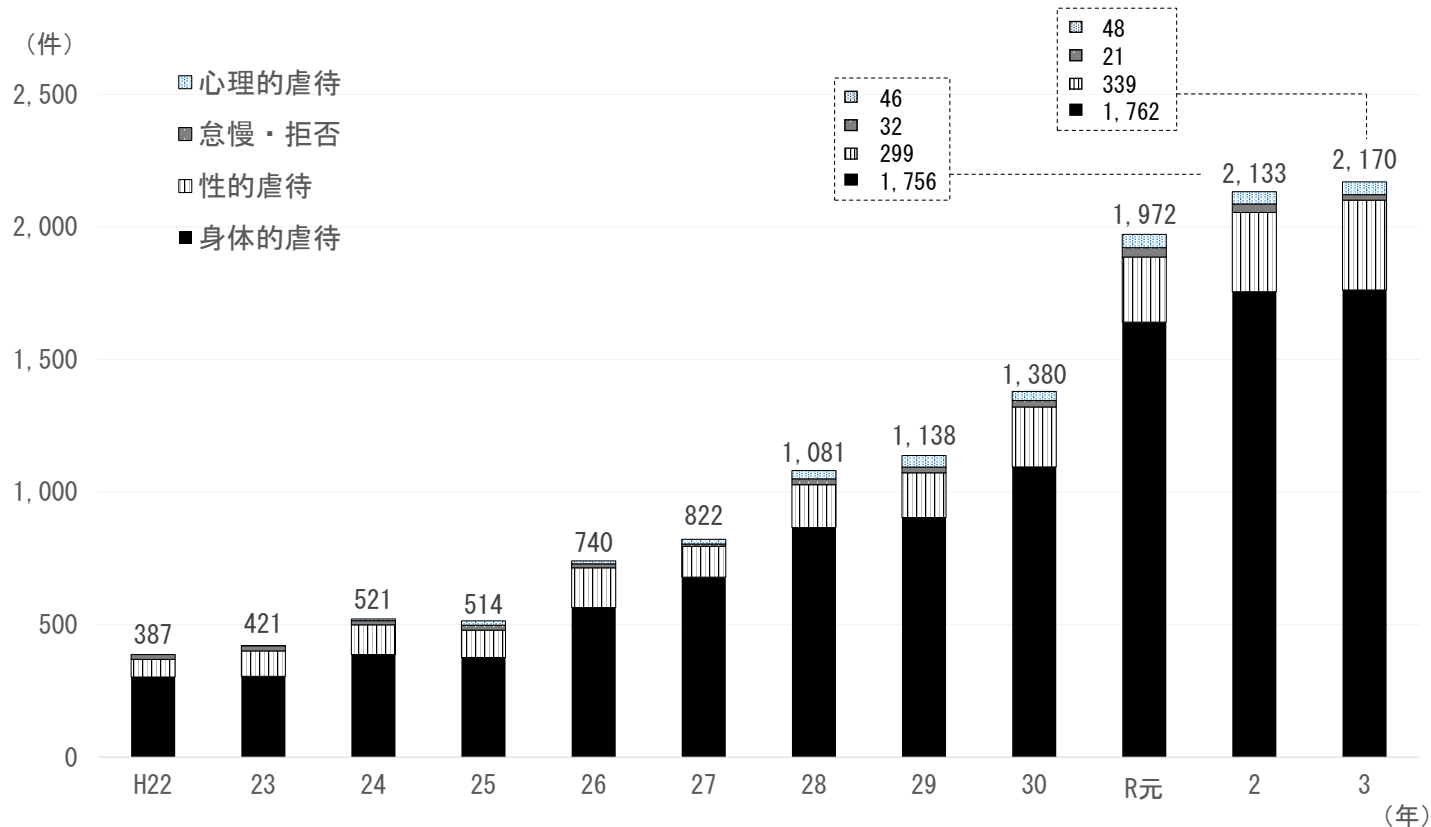


配偶者からの暴力事案等の検挙件数は、その大半を占める刑法犯・他の特別法犯による検挙件数が、令和3年は8,633件となり、前年比で0.8%減となったものの、引き続き高い水準にある。

18



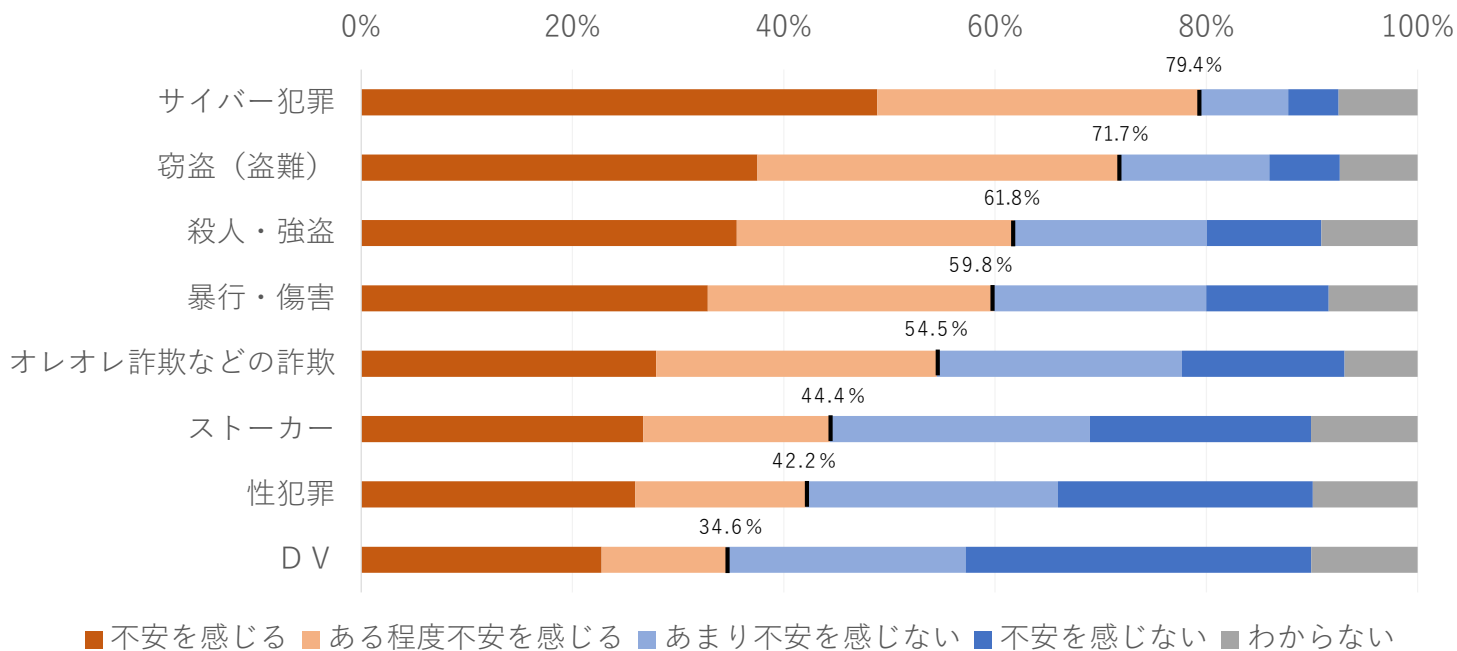
児童虐待の通告児童数は、平成22年以降一貫して増加し、令和3年は108,050人と前年比で1.0%の増加となった。平成29年と比較して65.1%増加している。



児童虐待の検挙件数は増加傾向にあり、令和3年は2,170件と前年比で1.7%の増加となった。平成29年と比較して90.7%増加している。

アンケート結果

犯罪の被害に遭うことに関する不安感 (n=5000)

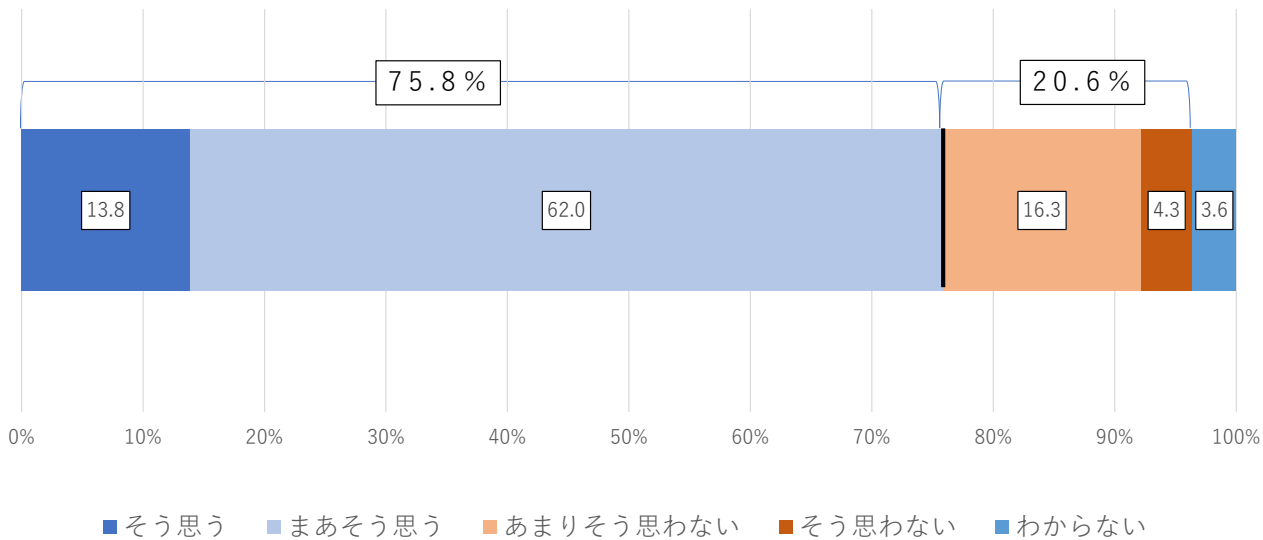


1

アンケート結果

日本の治安はよい（安全で安心して暮らせる）と思いますか。

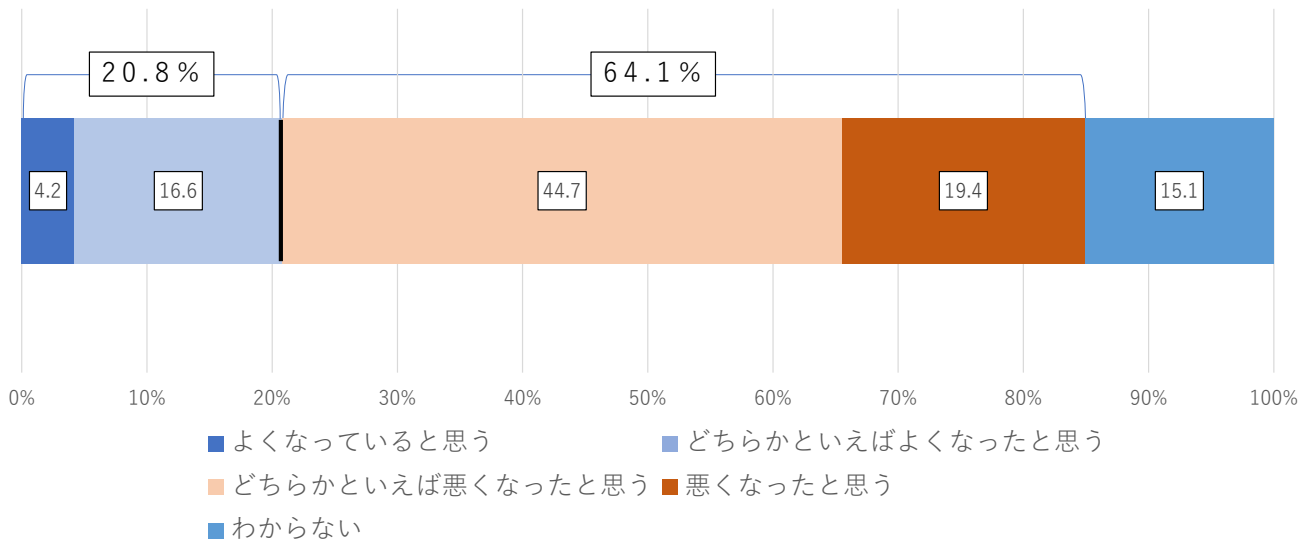
(n=5000)



2

アンケート結果

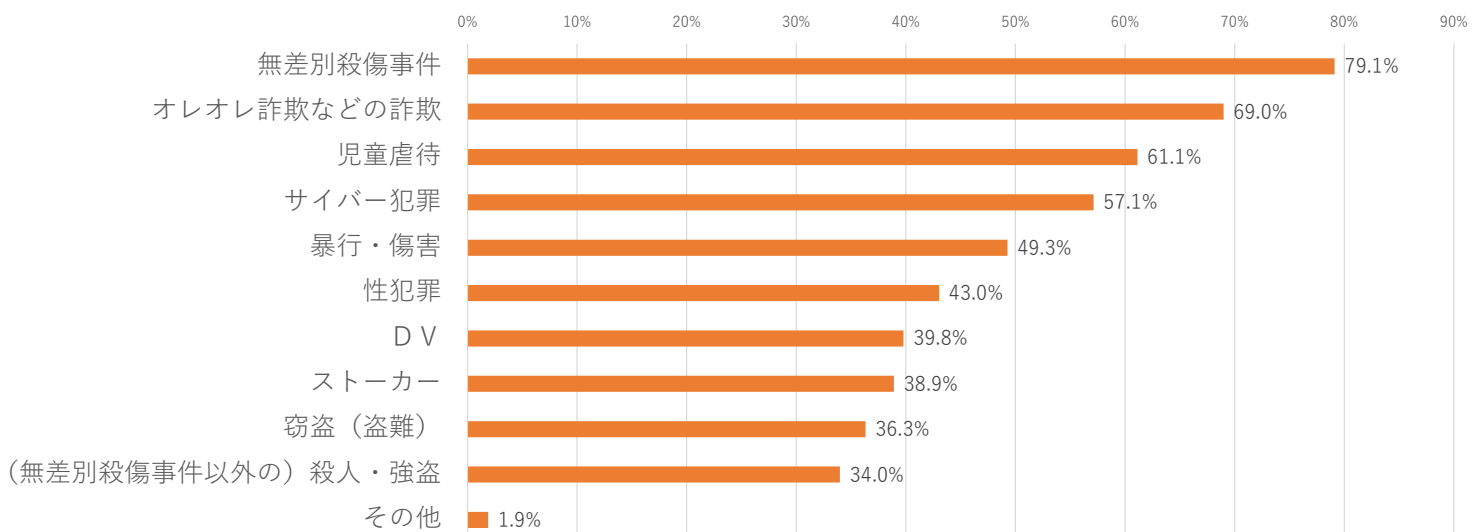
ここ10年で、日本の治安はよくなったと思いますか。
それとも悪くなったと思いますか。(n=5000)



3

アンケート結果

日本の治安について「どちらかといえば悪くなったと思う」または「悪くなったと思う」を選んだとき、どのような犯罪が発生している状況を思い浮かべていましたか。以下のうち、思い浮かんだものをすべて選んでください。(n=3205)



4

過去1か月における、インターネットなどを通じて行うテレワークや学校のオンライン授業などの実施状況。(n=3356)

